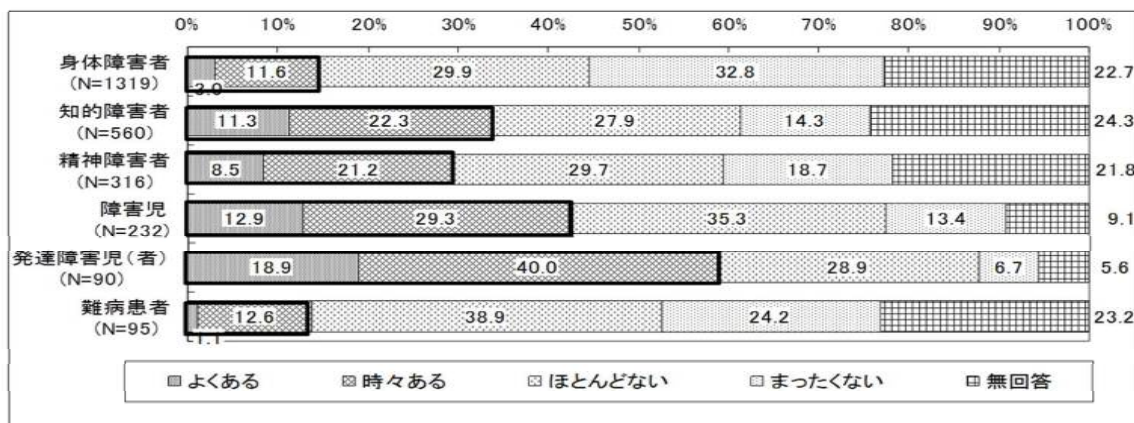


4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

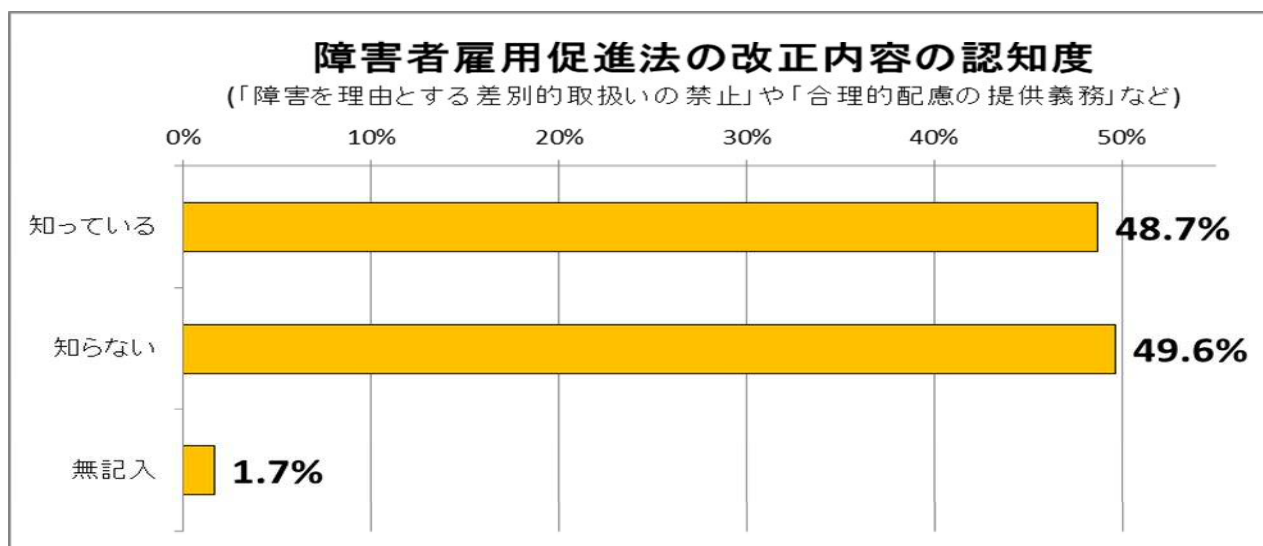
主な重点項目	状況
<p>(1) 特別支援教育の理解促進 （市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）</p> <p>(2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介</p> <p>(3) 「交流及び共同学習」の推進</p> <p>(4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど</p>	<p>障害の中には、発達障害のように、外見からの判断がつきにくい場合があります。そうした場合には、教職員や周囲の最初の気付きと早い段階から適切な支援や配慮を行っていくことが極めて重要ですが、保健福祉局が実施した「平成26年度 北九州市障害児・者等実態調査」においては、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。</p> <p>障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上での不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることが可能になると考えます。</p> <p>リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことも有効です。</p> <p>企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。</p> <p>ただ、教育委員会が実施した企業向けのアンケート調査の中で、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50%程度という結果が出ています。</p> <p>企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方を見直し、一層の充実を図ることも必要です。</p>

【「平成26年度 北九州市障害児・者等実態調査」：障害者差別や人権侵害の経験】

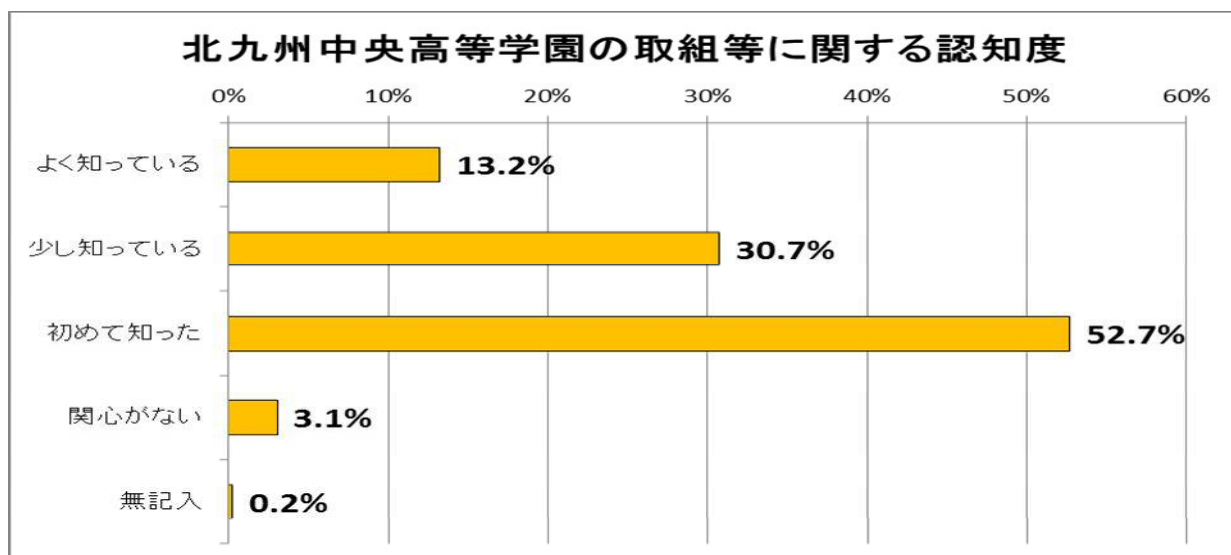
これまでの日常生活の中で障害を理由とした差別や人権侵害などにあった経験(「よくある」と「時々ある」の合計割合)についてみると、発達障害児(者)(58.9%)が最も高く、次いで障害児(42.2%)、知的障害者(33.6%)、精神障害者(29.7%)の順となっている。



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：障害者雇用促進法の改正内容の認知度】



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：北九州中央高等学園に関する認知度】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 人権意識の向上

子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習の場面においても、本市独自の人権教育教材集「新版いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図っていきます。

(1) - 2 : 個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上

本市は「スクールヘルパー日本一」を掲げ、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができます。

また、子どもにとっても、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

今後も地域とのつながりを大切にしながら、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

(1) - 3 : 就労支援等の充実

障害者の就労支援を担当する保健福祉局とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る情報提供を積極的に行います。

(2) - 1 : 特別支援教育に対する理解の促進

特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、展示販売、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレーボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施など、様々な活動を行っています。

こうした機会を活用して、市民の皆さんに特別支援学校等への訪問や活動にご参加いただくことなどは、特別支援教育やその必要性、意義等について理解の促進に大変有効であると考えます。

ホームページ等を積極的に活用して、市民の皆さんや関係機関等に最新の情報を分かりやすく提供し、本市の特別支援教育に対する理解の促進につなげます。

(2) - 2 : 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保

教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現する子どももいます。

障害により、なかなか思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが難しい場合であっても、そうした発表の機会や他者とコミュニケーションを図る場面や手段が多くあることは、教育的ニーズのある子どもの自己有用感を高めるといった観点からも大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害者理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。

(3) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

また、子どもたちが一緒にスポーツを楽しむような場面では、障害の状態や環境等を十分に踏まえながら子ども同士で話し合い、ルールや用具などの変更調整に取り組む機会を意図的に設けるなど、子どもたちが共生社会の在り方や障害者理解などについて主体的に考える機会に結び付けていきます。

(4) - 1 : 市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんに特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。